

○丹波篠山市原子力災害対策検討委員会要綱

平成24年6月29日

要綱第56号

改正 平成25年1月31日要綱第4号

平成25年10月30日要綱第64号

平成27年3月31日要綱第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹波篠山市附属機関設置条例（平成27年篠山市条例第45号）第2条の規定により、丹波篠山市原子力災害対策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、東日本大震災における原子力災害の最新の知見に基づき、本市における原子力災害対策について協議し、計画等の指針について審議及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる個人又は団体若しくは関係行政機関から選出された者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 兵庫県
- (2) 丹波篠山市自治会長会
- (3) 丹波篠山市民生委員児童委員協議会
- (4) 丹波篠山市消防団
- (5) 丹波篠山市医師会
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 丹波篠山市
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを決定し、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庁内会議の設置)

第7条 委員会の議論を補佐するため、丹波篠山市原子力災害対策庁内検討会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(庁内会議の組織)

第8条 庁内会議は、原子力事故災害対策に関係する部署の担当者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第9条 庁内会議に会長及び副会長1人を置き、庁内会議の委員の互選により選任する。

2 会長は、庁内会議の事務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庁内会議の会議)

第10条 庁内会議の会議は、会長が招集する。

(専門部会の設置)

第11条 委員会に専門の事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

(専門部会の組織)

第12条 専門部会は、委員会の委員及び原子力事故災害対策に関係する部署の担当者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第13条 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、専門部会の委員の互選により選任する。

2 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第14条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

(庶務)

第15条 委員会、庁内会議及び専門部会の庶務は、防災担当部署において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って、庁内会議の運営に関し必要な事項は会長が庁内会議に諮って、専門部会の運営に関し必要な事項は部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年1月31日要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月30日要綱第64号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日要綱第27号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。